

## 戸別所得補償制度に関するモデル対策

【561, 821百万円】

### 対策のポイント

平成23年度から導入する戸別所得補償制度の円滑な実施に向けて、平成22年度に全国規模で実証を行うモデル対策として、水田作に着目した①米戸別所得補償モデル事業、②水田利活用自給力向上事業を実施する。併せて、生産費等不足するデータを取得するための調査事業等を実施する。

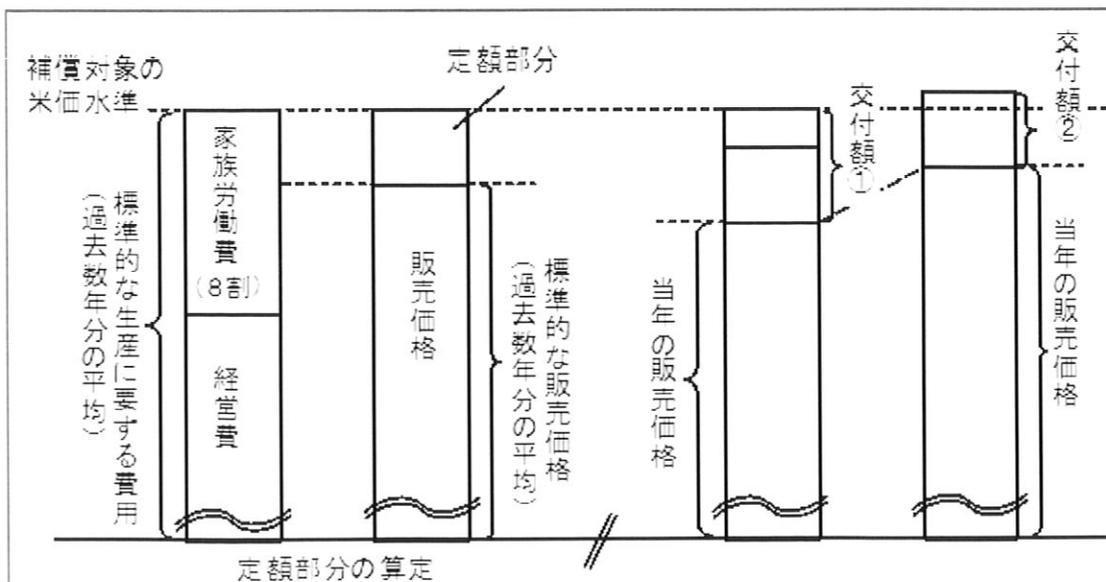
### <事業内容>

#### 1 米戸別所得補償モデル事業（新規）

【337, 088百万円】

米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家（集落営農を含む）に対して所得補償を直接支払により実施する。

- ① 標準的な生産に要する費用（過去数年分の平均）と販売価格との差額を全国一律単価として交付
- ② 交付金のうち、標準的な生産に要する費用（過去数年分の平均）と標準的な販売価格（過去数年分の平均）との差額は定額部分として価格水準にかかわらず交付



## 2 水田利活用自給力向上事業（新規）

【216,729百万円】

- (1) 自給力の向上を図るため、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を直接支払により交付する。

また、従来の助成金体系を大幅に簡素化し、全国统一単価の設定など分かりやすい仕組みとする。

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物：地域で単価設定可能	10,000円

※他に、二毛作助成（15,000円/10a）を実施

- (2) 米の「生産数量目標」に即した生産のいかんに関わらず、すべての生産者を助成対象とする。
- (3) なお、産地確立交付金、水田等有効活用促進交付金、需要即応型水田農業確立推進事業は廃止する。

## 3 推進事業等

### ○ 戸別所得補償制度導入推進事業（新規）

【7,641百万円】

戸別所得補償制度モデル事業の実施及び23年度からの本格実施への移行に必要な、システム開発・端末整備や直接支払に要する経費を確保するとともに、現場における事業推進や要件確認を行う市町村等に対し必要な経費を助成する。

### ○ 統計調査事業（新規）

【362百万円】

平成23年度からの戸別所得補償制度の実施に向けて、なたね、そば等の生産費や単収に係る新たな統計データを把握できるよう、調査内容を拡充する。

お問い合わせ先：

1、3の事業；大臣官房政策課

戸別所得補償制度推進チーム（03-6744-1850（直））

3の事業；大臣官房統計部管理課（03-3502-5621（直））

2の事業；生産局農業生産支援課（03-3597-0191（直））